

放射性同位元素等の運搬に関する事務の取扱い等について

昭和56年11月1日
例規（保）第26号
警察本部長

〔沿革〕	昭和58年5月例規（警）第21号	昭和61年9月例規（警）第17号
	平成6年12月例規（警）第23号	平成8年3月例規（警）第13号
	平成12年4月例規（警）第18号	平成13年3月例規（警）第8号
	平成18年3月例規（警）第10号	平成22年7月例規（通指）第32号

各部長・参事官・所属長

「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律」（昭和55年法律第52号）が、昭和55年5月19日公布され、都道府県公安委員会に関する部分は昭和56年5月18日から施行された。これに伴い「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」（昭和56年政令第167号）及び「放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令」（昭和56年総理府令第30号）がそれぞれ制定され、いずれも昭和56年5月18日から施行された。

この改正等によつて新たに公安委員会に付与された権限とその事務の処理要領並びに運用上の留意事項等は、次のとおりであるから誤りのないようにされたい。

記

1 届出の義務

放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物（以下「放射性同位元素等」という。）を、放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬（以下「事業所外運搬」という。）であつて政令に定める場合に該当するときは、使用者、販売業者及び廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者（以下「使用者等」という。）は、出発地を管轄する都道府県公安委員会に届出をしなければならないこととなつた。（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）第18条第5項、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和35年政令第259号。以下「政令」という。）第17条、放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令（昭和56年総理府令第30号。以下「府令」という。）第1条）

（注）法第19条第5項による届出は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第4条の規定により、法の施行の日から60日間の猶予期間があるため、昭和56年7月17日以降の運搬について適用される。（別添1参照）

2 公安委員会の権限

（1）安全運搬に関する必要事項の指示

届出を受理した都道府県公安委員会は、公共の安全を図るため、運搬の日時、経路、その他運搬中の交通事故、放射性同位元素等の盗取等による放射線障害を防止するため必要な事項について指示ができる。（法第18条の2第6項、府令第3条）

（2）報告の徴収

都道府県公安委員会は、指示制度の適切な運用を図るため、届出をした使用者等に対し、事業所外運搬の状況及び事業所外運搬における人の障害が発生し、又は発生するおそれのある事故の状況について報告させることができる。（法第42条第1項、府令第5条）

（3）立入検査

都道府県公安委員会は、指示制度の適切な運用を図るため、警察職員をして、事務所又は工場若しくは事業所に立入り、書類等を検査させ、関係者に質問させること等ができる。（法第43条の2第1項）（別添1参照）

3 警察官の権限

警察官は、放射線障害を防止して公共の安全を図るため、放射性同位元素等を運搬している自動車又は軽車両を停止させ、その車両等が届出及び指示の内容に従つて運搬しているかどうかについて検査し、放射線障害を防止するため適当な措置を命ずることができる。（法第18条第8項、府令第5条）（別添2参照）

4 事務の処理

放射性同位元素等の運搬に係る届出の受理及び千葉県公安委員会の権限に属する指示等の事務は、生活安全部風俗保安課（以下「主管課」という。）において処理する。

5 事務処理要領及び留意事項等

(1) 事務処理要領及びこれに伴う留意事項等については、別表のとおりとする。

(2) 事故発生時の措置

ア 報告

法第32条の規定による事故の届出を受けた警察官は、ただちに事故発生場所を管轄する警察署長に報告しなければならない。

報告を受けた警察署長は、すみやかに主管課長を経由して本部長に報告しなければならない。（危険物に関する犯罪・事故の報告について（昭和52年3月3日例規（保）第3号）を参照）

なお、その事故が、交通事故等に起因する放射線障害の発生するおそれがある事故であるときは、前記例規通達で定められた報告様式にとらわれず、別表の第4「2事業所外運搬に関する事故の報告」の留意事項等の欄に記載してある「報告書に記載させる事項」に準じて報告するものとする。

イ 措置

(ア) 放射線障害の発生のおそれがない場合

放射性同位元素等の運搬車両に関連する交通事故が発生した際、運搬容器に損傷がなく放射線障害発生のおそれはないものと認められる場合は、通常の交通事故処理をするものとする。

(イ) 放射線障害の発生のおそれがある場合

運搬容器が破損して放射性同位元素が漏洩するなどした場合は、放射線障害の発生するおそれが多分にあり、現場における応急措置も専門的かつ技術的な知識を必要とするので、これらの措置は専門家の手にゆだね、警察としては、これが円滑に実施されるよう側面的に協力、援助するものとする。

そのため、とりあえず次のような措置をとらなければならない。

a 警察署長のとるべき措置

(a) 事故届を受理したときは、ただちに主管課長にその旨報告するとともに、署員を現場に急行させるなどして状況の把握に努め、逐次その状況を報告させ、警戒区域の設定、交通規制等必要な措置をとらなければならない。

この場合、警戒区域の設定範囲については、運搬に同行している技術者等の意見を聞いた上で実施するものとする。

(b) 負傷者の救護その他の措置をとる際に、警察官の二次汚染の危険性があるので、技術者等の意見を聞き適切な措置をとらなければならない。

b 主管課長のとるべき措置

(a) 担当係員を現場に派遣し、的確な状況は握と適正な応急措置の実施に努めなければならない。

(b) 関係機関及び使用者等に対して技術者の派遣を要請するとともに、技術者の迅速な現場到着を図るための措置をしなければならない。

(c) 本部内関係所属長と緊密な連絡をとり必要な措置をしなければならない。

(3) 一般的留意事項

ア 各警察署においては、放射性同位元素等の運搬の届出を受理しないこと。

イ 運搬の際に届出を要する放射性同位元素等を使用している事業所は、県内に13か所（別添2参照）あるので、対象事業所を管内に有する警察署にあつてはその実態をは握しておくとともに、自署保管の放射性物質取扱事業所実態調査表（「危険物施設に関する基礎資料の整備活用について」昭和50年2月6日例規（保）第3号別記様式第2）を整備しておくこと。

ウ 担当係員に対する関係法令の周知徹底と基礎的知識の高揚を図ること。

エ 立入検査の実施及び報告の徴収について必要性を認めたときは、そのつど主管課長を経由して本部長に報告すること。

オ 立入検査は、犯罪捜査のために行うのではなく、指示制度の運用に必要な限度で行うものであるので、乱用にわたることのないよう配慮すること。

カ 警察官の停止、検査及び措置命令は、届出制度を適正に運用するために認められたものであるから、使用者等に過大な負担をかけることのないよう留意すること。

6 立入検査を行う者の指定等

(1) 立入検査を行う者の指定

法第43条の2第1項の規定に基づく立入検査を行う者は、次に掲げる者とする。

- ア 主管課において放射性同位元素等の運搬に関する事務を担当する者
- イ 使用者等の事務所又は工場若しくは事業所の所在地を管轄する警察署において放射性同位元素等の運搬に関する事務を担当する者
- ウ 所管区内に使用者等の事務所又は工場若しくは事業所を有する地域警察官

(2) 身分を示す証明書

法第43条の2第3項の規定に基づく立入検査を行う職員の身分を示す証明書は、警察官にあつては警察手帳、一般職員にあつては身分証明書とする。

別表(5の(1))

事務の種類	処理要領	留意事項等
<p>第1 使用者等から届出があつた場合</p> <p>1 届出の受理</p> <p>2 通知</p>	<p>(1) 放射性同位元素等運搬届書(府令別記様式第1。以下「届出書」という。)2通を提出させる(府令第2条第1項)。</p> <p>(2) 記載内容を確認して受理する。</p> <p>(3) 届出書の1通に収受印を押し、届出人に交付する(府令第2条第4項)。</p> <p>(1) 主管課長は、届出を受理したときは、速やかに、次の事項を関係警察署長へ通報する。</p> <p>ア 届出者</p> <p>イ 運搬日時</p> <p>ウ 発送地</p> <p>エ 到達地</p> <p>オ 輸送物</p> <p>カ 運送人</p> <p>キ 運搬車両</p> <p>ク 運搬経路及び日時</p> <p>ケ その他必要事項</p> <p>(2) 前記(1)の通報を受けた警察署長は、運搬に支障をきたすおそれがある場合は、その</p>	<p>○ 運搬開始の日の1週間前までに届出をさせる(府令第2条第3項)。</p> <p>○ 届出を要する放射性同位元素等であること(府令第1条)及び事業所外運搬であることを確認する。</p> <p>○ 届出書交付の際に、後日、放射性同位元素等運搬指示書(府令別記様式第3。以下「指示書」という。)を交付することがあり得る旨、届出人に予告しておく。</p> <p>○ 運搬に支障をきたすおそれがある場合とは、集会、デモ、祭礼、道路工事、路面凍結、交通規制、駐車場所不相当等である。</p> <p>主管課長は、交通規制課等関係所属へ照会し、障</p>

<p>3 指示</p>	<p>旨主管課長に連絡する。</p> <p>(3) 主管課長は、運搬経路が県外に及ぶときは、関係都道府県公安委員会へ前記(1)の事項を警察文書伝送システムにより通知する(府令第4条第1項)。</p> <p>(1) 主管課長は、関係警察署長及び関係都道府県公安委員会の意見を勘案し、総合的に判断して災害防止上必要と認めるときは、放射性同位元素等運搬指示書(府令別記様式第3。以下「指示書」という。)に必要事項を記載し、交付する(府令第3条第2項)。</p> <p>(2) 主管課長は、指示書を交付したときは、その指示内容を関係警察署長及び関係都道府県公安委員会に通知する(府令第4条第3項)。</p>	<p>害の有無を確認する。</p> <p>○ 指示することができる事項は、次のとおりである(府令第3条第1項)。車両の速度(第1号)、伴走車の位置(第2号)、車両相互間の距離(第3号)、駐車場所及び駐車時の措置(第4号)、積卸し又は一時保管する場所(第5号)、見張人の配置その他の警戒措置(第6号)、積載方法(第7号)、警察機関への連絡(第8号)、届出書及び指示書の携帯(第9号)、技術者の同行(第10号)、運搬中の交通事故、盗取等の防止に必要な事項(第11号)</p> <p>○ 指示書の交付は、指示事項の履行に必要な猶予期間を考慮して行う。</p> <p>○ 指示書の交付後、新たな事情により再交付を行う場合において、後から行う指示が前の指示と矛盾するときは、前に交付した指示書を返納させた上で再交付する。</p>
<p>第2 使用者等から変更の届出があった場合</p>	<p>放射性同位元素等運搬変更届出書(府令別記様式第2。以下「変更届出書」という。)2通を提出させる(府令第2条第4項)。</p> <p>第1の要領に準ずる。</p>	<p>○ 緊急やむを得ない場合は、口頭による届出でもよいこととするが、じ後、変更届出書を提出させる。</p>
<p>第3 他の都道府県公安委員会から通知を受けた場合</p>	<p>第1の2(1)及び(2)の要領に準ずる。</p> <p>主管課長は、運搬に支障をきたすおそれがあると認められる場合は、通知をしてきた公安委員会に対し、運搬の変更を求める。</p>	
<p>第4 使用者等に対して報告を求める場合 1 事業所外運搬の</p>	<p>主管課長が必要と認めるときは、文書で報告を</p>	<p>○ 報告を求める相手方は、運搬の届出をした使用者、販売業者若しくは廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者である(府令第5条)。</p> <p>○ 事業所外運搬の状況について報告を求める事項は、事業所外運搬に関する過去の実績、今後の運搬</p>

<p>状況の報告</p> <p>2 事業所外運搬に関する事故の報告</p>	<p>求める（法第42条第1項）。</p> <p>(1) 届出を受理した運搬について事故が発生した場合は、事故報告を求める（法第42条第1項）。</p> <p>(2) 事故報告書が提出されたときは、事故発生地の公安委員会にその副本又は写しを送付する。</p>	<p>計画、使用者等のおつた安全対策等である（府令第5条）。</p> <p>○ 緊急の場合は口頭で報告を求め、じ後、文書を交付する。</p> <p>○ 報告させることができる事項は、「当該運搬に関し人の障害が発生し、又は発生するおそれがある事故の状況」（府令第5条）と規定されているが、次の場合に報告を徴収する。</p> <p>① 放射性同位元素の盗取又は所在不明</p> <p>② 交通事故</p> <p>③ 放射性同位元素等が異常に漏えいしたとき。</p> <p>④ 放射性同位元素等の運搬に関し人の障害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。</p> <p>○ 報告書に記載させる事項は、おおむね次のとおりである。</p> <p>① 届出書の受理年月日、番号</p> <p>② 届出名義人</p> <p>③ 事故発生の日時、場所</p> <p>④ 運行責任者、同行専門家及び事故車両運転者の住所、所属、地位、氏名、年齢、実務経験等</p> <p>⑤ 事故当事者の住所、職業、氏名、年齢等</p> <p>⑥ 事故車両の所有者、型式、車両番号等</p> <p>⑦ 運搬容器に収納中の放射性同位元素等の種類及び数量</p> <p>⑧ 事故関係運搬容器の輸送容器登録証</p> <p>⑨ 事故の状況 概要（特に原因、運搬容器の異常の有無とその状況）、放射能汚染の状況、人の障害の発生状況</p> <p>⑩ 事故の措置 警察への届出状況（届出の日時、方法、届出者及び内容）、放射線管理の状況、除染措置、関係省庁の措置命令の内容、負傷者の収容病院名等</p> <p>⑪ 使用した防災用具、防護具等</p> <p>⑫ 今後の改善事項</p> <p>○ 報告は、事故発生後10日以内に文書で提出させる。</p> <p>○ 事故報告の内容について警察庁生活環境課長及び関係管区警察局保安部長あてに報告する。</p>
<p>第5 立入検査を実施する場合</p>	<p>主管課長が必要と認められた場合に行う（法第43条の2第1項）。</p>	<p>○ 立入検査の対象は、運搬の届出をした（又は近い将来その可能性のある）使用者等の事務所又は工場若しくは事業所であつて県内に所在するものである。</p> <p>○ 立入検査を実施する際は、関係所属との連絡を密にして、効果的な立入検査が実施できるように配慮すること。</p> <p>○ 公安委員会の指示に必要な限度において実施するものであるから、検査する事項はおおむね次のとおりである。</p> <p>① 放射性同位元素の使用、販売又は廃棄許可証並</p>

びに輸送容器登録証等

- ② 放射線取扱主任者免状所有者等の状況
- ③ 運搬関係者に対する教養の実施計画及び実施状況
- ④ 放射性同位元素等の運搬契約書と契約の状況
- ⑤ 工場又は事業所内の施設、防災装置、道路、交通量、交通規制等
- ⑥ 運搬容器等の管理状況
- ⑦ 保護具、防災用具等の管理状況
- ⑧ その他放射性同位元素等の安全対策上必要な事項（積載方法、携帯書類等）

以下別記等省略